

福岡市環境行動賞表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市環境基本条例第5条に基づき、環境保全及び創造に貢献し、顕著な功績のあった個人、事業者、団体、学校を顕彰することを目的とする「福岡市環境行動賞（以下「表彰」という。）」について必要な事項を定めるものとする。

(表彰対象者)

第2条 表彰の対象は、福岡市内を主たる活動の場とし、次の各号のいずれかの普及啓発・実践活動・学術研究等に積極的に取り組み、著しい効果をあげ、特にその功績が顕著であると認められる個人、事業者、団体及び学校とする。

- (1) 地球温暖化防止（省エネルギー対策など）
- (2) 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用
- (3) 自然環境保護（里山保全・植林・博多湾保全など）
- (4) 環境美化（地域清掃・花いっぱい運動など）
- (5) 環境教育・学習
- (6) その他前各号に準ずる功績があり、表彰に値すると認められるもの

(被表彰者の決定)

第3条 被表彰者のうち、一般公募等により推薦があったものの中から、第4条に定める福岡市環境行動賞選考委員会の議を経て市長が決定する。

(選考委員会)

第4条 受賞者の選考を公正かつ適正に行うため、選考委員会を置く。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状、又は感謝状及び賞金又は副賞を贈呈することにより行う。

(事務局)

第6条 この表彰に関する総合的な調整事務は、福岡市環境局環境政策課が行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は環境局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年5月1日から施行する。
(既存の表彰要綱の廃止)
- 2 福岡市環境保全・美化功労者表彰要綱（平成9年5月1日施行）及び福岡市ごみ減量・再資源化優良事業者等表彰要綱（平成8年6月20日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。